平成２１年（フ）第３３１１号
愛知県春日井市柏井町７丁目２番地１　エクセレンス勝川102号
破産者　中島　雄一
1　決定年月日　平成23年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０４７号
栃木県栃木市平柳町１丁目32番９号、申立時の住所愛知県知多郡南知多町大字内海字平居95番地
破産者　籾山　迪哉
1　決定年月日　平成23年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８１９号
名古屋市中川区松年町２丁目63番地の４
破産者　江頭　　貴
1　決定年月日　平成23年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３８４号
大阪府泉南郡熊取町大字大久保1613番地の15―603
破産者　内堀　　弘
1　決定年月日　平成23年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１５１５号
広島市安佐南区大塚西６丁目14番２―201号
破産者　姫野　三樹
1　決定年月日　平成23年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９２４号
北海道千歳市長都駅前４丁目12番19号
破産者　國沢　　強
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７３０号
盛岡市西青山２丁目８番34号
破産者　小沢　道男
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１０４号
宮城県柴田郡川崎町大字支倉字堀ノ内34番地
破産者　佐藤　和弘
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第３４９３号
横浜市金沢区並木２丁目７番６―305号
破産者　吉田　　学
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８４６号
神奈川県小田原市東町１丁目23番17号
破産者　宮田　マン
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８４６号
神奈川県厚木市関口1008―１　コリーヌ厚木110、住民票上の住所神奈川県厚木市山際754番地４　エンゼルハイム厚木406
破産者　小海　豊栄
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７２９号
相模原市南区相模台団地３番１―403号
破産者　本澤　正浩
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５６２号
石川県石川郡野々市町横宮町16番36号　アパガーデンコート野々市513号
破産者　橋本　利昭
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５７８号
静岡県浜松市北区東三方町30番地の11
破産者　鈴木由美子
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２６３号
石川県金沢市元菊町10番17号、開始決定時の住所大津市青山８丁目19番６号
破産者　さかな屋マルミこと　三本　伸一
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３８５号
秋田県秋田市外旭川八幡田２丁目３番11号、前住所大津市雄琴６丁目15番７号
破産者　佐久間裕一
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４８４号
大津市秋葉台４番20―202号
破産者　山田　昇司
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５４０号
滋賀県湖南市石部南３丁目４番６－３号
破産者　福枝工務店こと　福本　順一
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５８０号
滋賀県草津市追分町195番地２
破産者　今井　光博
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５８７号
大津市本堅田５丁目15番26号
破産者　猪飼　孝典
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部